

府

令

府令・省令

○内閣府令第三十二号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）の施行に伴い、及び災害救助法（昭和二十二年法律第十八号）第二条の二第六項の規定に基づき、災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年五月二十日

内閣総理大臣 菅 義偉

災害救助法に基づく救助実施市に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成三十年内閣府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第一条 災害救助法（以下「法」という。）第二条の二第三項の申請（以下「申請」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出してしなければならない。</p> <p>一 五 「略」</p> <p>第三条 法第二条の二第五項の規定による公示は、官報で告示することによって行う。</p> <p>第四条 「略」</p> <p>2 法第二条の二第四項及び第五項の規定は、指定の取消しについて準用する。この場合において、同条第四項中「指定」とあるのは、「指定の取消し」と、「指定をしようとする市」とあるのは「指定の取消しに係る救助実施市」と、同条第五項中「指定」とあるのは「指定の取消し」と読み替えるものとする。</p> <p>3 内閣総理大臣は、第一項の規定により指定を取り消された市（特別区を含む。）が第二条に定める基準に適合することを確認したときは、再び指定をすることができる。この場合において、内閣総理大臣は、法第二条の二第三項及び第四項の手続を省略することができる。</p>	<p>第一条 災害救助法（以下「法」という。）第二条の二第二項の申請（以下「申請」という。）は、申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出してなければならない。</p> <p>一 五 「同上」</p> <p>第三条 法第二条の二第四項の規定による公示は、官報で告示することによって行う。</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>2 法第二条の二第三項及び第四項の規定は、指定の取消しについて準用する。この場合において、同条第三項中「指定」とあるのは、「指定の取消し」と、「指定をしようとする市」とあるのは「指定の取消しに係る救助実施市」と、同条第四項中「指定」とあるのは「指定の取消し」と読み替えるものとする。</p> <p>3 内閣総理大臣は、第一項の規定により指定を取り消された市（特別区を含む。）が第二条に定める基準に適合することを確認したときは、再び指定をすることができる。この場合において、内閣総理大臣は、法第二条の二第二項及び第三項の手続を省略することができる。</p>

附則

この府令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年五月二十日）から施行する。

○内閣府令第五号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）の施行に伴い、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の規定に基づき、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和三年五月二十日

内閣総理大臣 菅 義偉

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令の一部を改正する命令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成二十六年内閣府・総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第二十八条 法別表第一の三十六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十九条の十第一項の避難行動要支援者名簿の作成に関する事務</p> <p>二 災害対策基本法第四十九条の十四第一項の個別避難計画の作成に関する事務</p> <p>三 災害対策基本法第九十条の二第一項の罹災証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>四 災害対策基本法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務</p>	<p>第二十八条 法別表第一の三十六の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>「号を加える。」</p> <p>一 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第九十条の二第一項の罹災証明書の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>二 災害対策基本法第九十条の三第一項の被災者台帳の作成に関する事務</p>

附則

この命令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

○内閣府、厚生労働省、法務省、経済産業省、国土交通省、農林水産省、令第一号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）の施行に伴い、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。
令和三年五月二十日

内閣総理大臣 菅 義偉
総務大臣 武田 良太
法務大臣 上川 陽子
財務大臣 麻生 太郎
厚生労働大臣 田村 憲久
農林水産大臣 野上浩太郎
経済産業大臣 梶山 弘志
国土交通大臣 赤羽 一嘉

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>附則 （令和二年七月豪雨に起因して生じた事態に対応するための特例）</p> <p>第六条 〔略〕</p> <p>2 令和二年七月豪雨に際し災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）第二条の規定による改正前の災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に住居又は本店若しくは主たる事務所のある所在地を有する顧客等又は代表者等であつて、第六条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法は、第六条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客等又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。この場合において、</p>
改正前	<p>附則 （令和二年七月豪雨に起因して生じた事態に対応するための特例）</p> <p>第六条 〔同上〕</p> <p>2 令和二年七月豪雨に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域に住居又は本店若しくは主たる事務所のある所在地を有する顧客等又は代表者等であつて、第六条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことが困難であると認められるものに係る法第四条第一項に規定する主務省令で定める方法は、第六条の規定にかかわらず、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができるまでの暫定的な措置として、当分の間、当該顧客等又は代表者等から申告を受ける方法とすることができる。この場合において、特定事業者は、当該顧客等又は代表者等について、同条に規定する方法による本人特定事項の</p>

て、特定事業者は、当該顧客等又は代表者等について、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うことができることとなつた後、遅滞なく、同条に規定する方法による本人特定事項の確認を行うものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

この命令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和三年五月二十日）から施行する。

省 令

○総務省令第五十六号

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）の施行に伴い、及び郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第十八条の規定に基づき、郵便法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和三年五月二十日
総務大臣 武田 良太

郵便法施行規則の一部を改正する省令

郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>（被災者に対する郵便葉書等の無償交付）</p> <p>第二条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、法第十八条の規定による料額印面の付いた郵便葉書及び郵便書簡の無償交付をするときは、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条第一項に規定する被救助者であつて、同法第四条第一項第一号に掲げる救助（応急仮設住宅の供与を除く。）又は同項第三号に掲げる救助を受けるものを対象とするものとする。この場合において、会社は、交付を受けることができる者の範囲、交付枚数、交付期間及び交付方法を当該交付事務を取り扱うその営業所において掲示しなければならない。</p>
改正前	<p>（被災者に対する郵便葉書等の無償交付）</p> <p>第二条 日本郵便株式会社（以下「会社」という。）は、法第十八条の規定による料額印面の付いた郵便葉書及び郵便書簡の無償交付をするときは、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条に規定する被救助者であつて、同法第四条第一項第一号に掲げる救助（応急仮設住宅の供与を除く。）又は同項第三号に掲げる救助を受けるものを対象とするものとする。この場合において、会社は、交付を受けることができる者の範囲、交付枚数、交付期間及び交付方法を当該交付事務を取り扱うその営業所において掲示しなければならない。</p>

この省令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。